

30建指第477号

平成31年3月1日

関係団体の長 殿

愛知県建設部建築局長

都市計画法第34条第1号の許可基準の改正について（依頼）

本県の開発許可行政の推進につきましては、日ごろから御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、別紙のとおり許可基準を改正し、平成31年4月1日から施行することとしました。

つきましては、貴団体会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

また、貴団体会員からの質問等がある場合は、御多忙中恐縮ですが、事務局におきましてお取りまとめいただいた上、建築指導課開発グループあて御連絡いただければ幸いです。

なお、当該基準は、愛知県ホームページ（ネットあいち）に登載します。

担 当 建築指導課開発グループ

電 話 052-954-6588（ダイヤルイン）